

令和 8 年度琴平町職員採用試験案内

「小さくても みんなが笑顔で 幸せを感じるまち」をつくるため、私たちと一緒に働きませんか？



〈申込受付期間〉7月13日（月）～8月21日（金）

〈第1次試験日〉9月20日（日）

〈採用予定日〉令和9年4月1日

1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定人員	採用時の勤務先及び職務内容
技能労務	1名	琴平町に勤務し、技能労務（ <u>清掃</u> ）に従事します。

2 受験資格

（1）試験区分ごとの受験資格は、以下のとおりです。

（ア）平成9年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者で高等学校を卒業した者又は令和9年3月31日までに卒業見込みの者。

（大学を卒業した者又は卒業見込みの者を除く。）

（イ）令和9年4月1日時点において準中型普通運転免許（5t限定及びAT車限定は除く）以上を持っている者。（令和9年4月1日時点で満18歳の場合は、同免許証を令和9年9月30日までに取得見込みの者。）

（2）次のいずれかに該当する者は受験できません。

（ア）日本の国籍を有しない者

（イ）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

（ウ）琴平町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（エ）日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法及び内容

試験は第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対してのみ行います。

なお、申込用紙記載事項に基づき、受験資格の有無等について確認します。

（1）第1次試験

第1次試験では、筆記試験を高校卒業程度で次のとおり行います。

試験	方法及び内容
職務能力試験 1時間・60題	技能労務職員として必要な社会についての関心や基礎的・常識的な知識・職務遂行に必要な基礎的言語能力・論理的思考力、新たな課題に

	対応するための基礎知識等について択一式により行います。
--	-----------------------------

業務適性検査 20分・60題	技能労務職員として必要な適性（基本的な処理を集中して早く正確に行う能力）について択一式により行います。
性格特性検査 20分・150項目	公務員に求められる資質に関し、性格傾向の面から特徴について択一式により行います。

（２）第２次試験

第２次試験では、口述試験を行います。

試 験	方 法 及 び 内 容
口 述 試 験	面接等により積極性、社会性、責任感、情緒安定性、コミュニケーション能力等人物について試験を行います。

４ 試験の日時、場所及び合格者発表

全ての試験区分とも以下の日程です。

日時等 試 験	日 時 ・ 場 所	合 格 者 発 表
第１次試験	令和８年９月２０日（日） 試験時間 午前８時５０分～午前１１時３０分頃 場 所 香川県自治会館 又は ホテルマリンパレスさぬき （高松市福岡町２丁目）	１０月上旬に町役場等に 掲示するほか、合格者に 通知します。
第２次試験	日時 別途、本人に通知します。 場所 琴平町役場	町役場等に掲示するほ か、合格者に通知します。

５ 合格から採用まで

（１）この試験の最終合格者は、令和９年４月１日採用の予定です。

（２）この試験に合格しても、令和９年３月３１日までに受験に必要な資格を満たすことができなかった場合は、原則として採用される資格を失います。

また、合格後や採用後に、受験資格がないことや経歴を詐称していたことが判明した場合は、採用を取り消します。

（３）地方公務員法第２２条の規定により、採用の日から原則６ヶ月間は条件付採用期間とし、その間の勤務成績が良好な場合に正式採用となります。

６ 給与及び勤務時間等

（１）採用された場合の初任給料月額はおおむね次のとおりです。

試験区分	給料月額
技能労務	206,700 円

このほかに期末手当及び勤勉手当が支給され、また、支給要件に該当する者には、扶養手当、通勤手当、住居手当等も支給されます。

なお、清掃業務に従事する職員については、特殊勤務手当（従事した日1日あたり1,000 円）が支給されます。

（2）勤務は原則として月曜日から金曜日までの5日間、1日7時間45分です。

ただし、部門、職種によっては変則的な勤務をすることがあります。

（3）勤務場所は、琴平町役場本庁又は琴平町内に所在する出先機関です。

ただし、業務内容によっては琴平町外で勤務する場合があります。

（4）休暇は、年次休暇のほか、疾病等の場合の病気休暇、結婚、忌引、出産等の特別休暇や、育児休業、介護休暇等があります。

（5）勤務中及び通勤中の事故によるケガ及び病気について、地方公務員災害補償基金による補償を受けることができます。

（6）香川縣市町村職員共済組合および互助会に加入し、短期給付、長期給付および各種福利厚生を受けることができます。

（7）香川縣市町総合事務組合に加入し、退職時には勤続年数及び退職事由に応じて退職手当を受けることができます。

7 受験申込手続及び受付期間

（1）申込用紙の請求

申込用紙は、琴平町総務課へ請求してください。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「**町職員（技能労務（清掃））採用試験申込書類請求**」と朱書き、返信用封筒（角形2号。180 円切手を貼付し、宛先を明記したもの）を必ず同封してください。

（2）受験申込先及び申込方法

申込みは、申込用紙に必要な事項を記入し受験票に 85 円切手を貼り、琴平町役場総務課へ提出してください。申込みの際には、受験票に写真を貼らないでください。

郵便で申込みをする場合は、封筒の表に「**町職員（技能労務（清掃））採用試験申込書類在中**」と朱書き、**簡易書留**で郵送してください。

【宛先】〒766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井 817 番地 10 琴平町総務課

受験票は、あとで郵送しますが、**9月10日（木）**までに受験票が到着しないときは琴平町総務課に必ず照会してください。

なお、受験票には最近6ヶ月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向・縦5 cm・横5 cm 以内で本人と確認できるもの）を貼りつけて試験の当日持参してください。写真のない場合は受験できません。

（3）受付期間

令和8年7月13日（月）から8月21日（金）まで、平日午前8時30分から午後5

時 15 分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、**期間内必着**とします。(郵便事故等により不着の場合は責任を負いません。)

受付期間後はどのような理由があっても、受け付けません。

8 その他

- (1) 試験当日に車椅子の使用を希望するなど受験に際して要望のある場合は、申し込み時に琴平町に申し出てください。
- (2) この試験についての問い合わせは、琴平町総務課（電話：0877-75-6701）でお答えします。
- (3) 試験場には受験者用駐車場がありませんので、自動車利用の受験者はご承知ください。なお、自動車等で送迎される場合は、交通の妨げ、近隣住民の迷惑にならないようご配慮ください。
- (4) 第1次試験の択一式試験の採点は、コンピュータにより行いますので、HBの鉛筆とよく消える消しゴムを第1次試験の当日必ず持参してください。
- (5) 台風等の災害により日程を変更しなければならなくなった場合など、告知事項がある場合には、下記によりお知らせする予定です。
 - (第1次試験) 香川県町村会ホームページ <http://chousonkai.or.jp/>
 - (第2次試験) 琴平町ホームページ <https://www.town.kotohira.kagawa.jp/>